

## 令和2年度 内部統制評価報告書

静岡県知事 川勝平太 は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

### 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

静岡県知事 川勝平太 は、静岡県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月29日付け総行第111号総務省自治行政局長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「静岡県の内部統制に関する方針」（令和2年3月30日）を策定し、当該方針に基づき財務及び情報の管理に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

### 2 評価手続

静岡県においては、令和2年度を評価対象期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、ガイドライン「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務及び情報の管理に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

### 3 評価結果

上記評価手続のとおり評価作業を実施した限り、財務に関する事務については、運用上の重大な不備2件を把握したため、評価対象の期間において内部統制は有効に運用されていないと判断しました。なお、情報の管理に関する事務については、重大な不備が見受けられなかったことから、評価対象期間中において内部統制は概ね有効に機能していると判断しました。

### 4 不備の是正に関する事項

経営管理部において、給与システムに生じた不具合により、平成31年4月から令和2年10月までの間に、共済組合の資格を取得した職員の掛金及び本県の負担金が累計で1億4,166万円未満であったという運用上の重大な不備を把握しました。当該不備が生じた原因としましては、システム改修及び運用時に十分なチェックがなされなかったことが原因とされます。把握後、速やかにシステムの改修等を行い、評価対象期間中に適切な状況を回復しております。

また、同じく経営管理部において、平成27年9月以降、総額3,805万円の不動産取得税の課税手続を放置していたという運用上の重大な不備を把握しました。当該不備が生じた原因としましては、過年度に生じた未課税案件が適切に引き継がれず、複数名による管理がなされなかったことが原因とされます。把握後、速やかに課税の手続を行い、取得者から納付がされるなど、評価対象期間中に適切な状況を回復しております。

上記の2件は、いずれも静岡県の財務会計に対する信用の低下を招いたものと考えております。

今後、こうした不備の再発を防ぐため、関係所属への情報共有を行い、改めて関連事務の取扱いについて周知徹底するとともに、システム改修の手順書の整備及び対応マニュアルの改正を行いチェック体制の強化を図ります。

令和3年8月3日

静岡県知事 川勝 平太

## 内部統制評価報告書 添付資料（判断根拠資料）

### 1 令和2年度内部統制の概要

#### (1) 概要

本県では、「静岡県の内部統制に関する方針」及び「静岡県内部統制実施要領」を策定し、①県民の県行政に対する信頼の確保 及び ②行政サービスの品質の確保を目的に、財務に関する事務及び情報の管理に関する事務を対象に、内部統制を実施する体制を整備しました。また、その実施に当たっては、これまで本県が独自に取り組んできた会計等の事務指導検査やコンプライアンスに関する取組を活用した仕組みを構築しました。

業務レベルの内部統制として、404 所属において、対応すべきリスクを抽出し、これらに対し、各所属が対応策を検討し、事務の誤りの防止に取り組ましました。その取組結果について、各所属が年度中期（～10 月）及び年度末（～3 月）に自己評価を行うとともに、評価部局である経営管理部行政経営課が、各所属における評価結果に基づき全庁的な内部統制の評価を行いました。

#### (2) 対象とするリスク

地方自治法第 150 条に定める「財務に関する事務」27 項目のほか、必要に応じて長が認める事務として、「情報の管理に関する事務」2 項目を対象としました。（全 29 項目）

表 1：内部統制の対象事務の概要

対象事務		取り組むリスクの例	リスク数	
法定 事務	財務に関する 事務	会計事務	不適正経理、未払い、支払遅延 防止法違反、官製談合 など	19
		物品	不適切な備品の処分 など	3
		公有財産	登記の不適切な管理 など	3
		その他	公金横領、手当不正受給	2
任意 事務	情報の管理に関する事務	業務情報や個人情報の漏洩	2	
計			29	

#### (3) 評価対象期間及び評価基準日

評価対象期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
評価基準日	令和3年3月31日

(4) 評価の対象とする組織の範囲

対象事務	知事部局	教育委員会		公安委員会			各種委員会		企業局	がん セ局
		本庁	○ 補助執行	本庁	県費	○ 補助執行	○ 補助執行	○		
財務事務のうち予算 の執行に関する事務 (自治法第180条の2)	○			本庁	国費	× 国庫支弁金			○ 補助執行	○
		出先	× 委任	出先	国費	○→× 委任	× 国庫支弁金			
財務事務のうち予算の 執行以外の 事務	うち 公有財産	○	○	県有財産	○ 補助執行	議会事務局 (補助執行)	○	○	○	○
				国有財産	×	その他	なし			
	うち 物品	○	○	県有物品	○ 補助執行	○ 補助執行	○	○	○	○
				国有物品	×					
その他	○	×	×	×	○	○	○	○	○	
その他の事務	○	×	×	×	○	○	○	○	×	

※ 破線で囲んだ部分は、県知事による内部統制の対象外(教委は、取得・管理に係る財産事務は対象)だが、管理者の求めに応じ評価を行う

2 内部統制の推進体制

(1) 基本方針、関連規程等

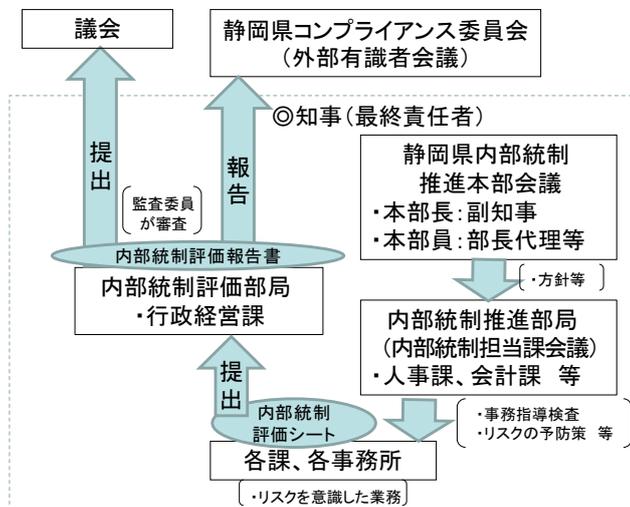
- ・ 静岡県の内部統制に関する方針（令和2年3月30日）
- ・ 静岡県内部統制実施要領（令和2年3月30日）

(2) 推進体制

静岡県内部統制実施要領に基づき、副知事を本部長とする内部統制推進本部並びに各部局及び各所属における内部統制責任者を設置しました。

なお、内部統制の推進部局は内部統制に関係する9課、評価部局は、経営管理部行政経営局行政経営課と位置づけました。

図1：内部統制の推進体制



### 3 内部統制の取組

#### (1) 全庁における内部統制の取組

##### ア 会議、説明会の開催

- ・ 内部統制推進本部会議（3回：4/27(書面開催)、9/1、3/26)
- ・ 内部統制担当課会議（1回：12/17)
- ・ 総務課長説明会（1回：4/13)
- ・ 総務担当者説明会（2回：4/10、9/28)

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、一堂に会しての説明会をとりやめ、SDO（しずおかデジタルオフィス）において閲覧可能な動画や全庁掲示板を用いて制度に関する周知を図りました。

##### イ 通知の発出

- ・ リスク抽出作業依頼（4/16）、リスク抽出期限延長通知（5/15)
- ・ 自己評価（上半期）作業依頼（9/28)
- ・ 自己評価（下半期）作業依頼（2/17)

##### ウ 内部統制ポータルデータベースの運用

- ・ SDO「内部統制ポータル」データベースの運用

##### エ 制度の周知に関する取組

- ・ SDO上に関係資料及び各所属で閲覧可能な動画の掲載（4月～)
- ・ リスク抽出（～7月）、自己評価（～10月、～3月）の実施期限に合わせた全庁掲示板における周知

#### (2) 各所属における取組（業務レベルの内部統制）

##### ア リスク抽出（洗い出し）（～7月末※）

各所属において、所属内部統制責任者が中心となり、所属内の事務を踏まえ、コンプライアンスミーティング等を活用し、対応すべきリスクとその対応策を確認しました。

※ 実施要領上は5月末が期限ですが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策による出勤抑制等の影響を踏まえ、7月末を期限としました。

##### イ 自己評価（年度中期～10月、年度末～3月）

各所属において、所属内部統制責任者を中心にリスク抽出（洗い出し）時に確認したリスクへの対応策の実施結果について、年度中期及び年度末の2回、自己評価を行いました。

##### ウ SDO内部統制ポータルDBへの入力

ア、イの実施結果については、SDO上の内部統制ポータルDBへの入力を行いました。

## 4 評価

### (1) 内部統制の整備に関する評価

#### ア 評価

- |   |
|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 評価基準日において、重大な不備が生じる蓋然性は低い。<br><input type="checkbox"/> 評価基準日において、是正されない項目があり、重大な不備が生じる蓋然性が高い状態であった。 |
|---|

#### イ 評価根拠

評価基準日時点の状況について、総務省ガイドラインによる評価項目を用いて、全庁的な内部統制の整備状況について確認したところ、いずれの項目についても不備は確認されず、重大な不備が生じる蓋然性が低いと判断できます。

基本的要素	適合項目数	評価
統制環境	7項目／全7項目	いずれの項目についても 不備は確認されなかった
リスクの評価と対応	6項目／全6項目	
統制活動	4項目／全4項目	
情報と伝達	5項目／全5項目	
モニタリング	2項目／全2項目	
ICTへの対応	4項目／全4項目	

※ 総務省ガイドラインによる 28 項目の評価結果

### (2) 内部統制の運用に関する評価

#### ア 評価

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 重大な不備が生じなかった。<br><input checked="" type="checkbox"/> 重大な不備が実際に生じた。(2件) |
|---|

#### イ 報告された不備

各所属から報告された不備に関する情報について、評価部局である経営管理部行政経営課で精査した結果、評価期間中の内部統制の対象となる不備が 47 件確認され、このうち 2 件は重大な不備に該当すると判断しました。

## ウ 重大な不備に該当する事案

### (ア) 共済掛金の算定誤り

部 局	発生時期	是正時期
経営管理部	平成 31 年 4 月～令和 2 年 10 月	令和 3 年 3 月
<p><b>【不備内容】</b></p> <p>1 件 名 給与システム障害による共済掛金等の誤り</p> <p>2 内 容</p> <p>平成 30 年度に実施した給与システムの改修に不具合が生じ、平成 31 年 4 月から令和 2 年 10 月までに共済組合の資格を取得した職員の掛金及び県負担金（時間外勤務手当等分）について、地方職員共済組合静岡県支部への納付額が過少となっていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過少金額 141,664 千円（掛金 62,678 千円、負担金 78,986 千円）</li> <li>・ 過少となった者 県職員 1,312 人（知事部局 582 人、教育委員会 499 人、警察本部 231 人）</li> </ul> <p>（主な原因）</p> <p>システム改修時及び運用時に十分なチェックがなされなかったため</p>		
<p><b>【措置の内容】</b> <input checked="" type="checkbox"/> 評価基準日までに是正済 <input type="checkbox"/> 評価基準日において是正対応中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 3 年 3 月までに、過少分の徴収及び納付を行った。</li> <li>・ 当該システムの改修を行い、令和 2 年 11 月分以降の掛金及び県負担金については誤りがないことを確認した。</li> <li>・ 再発防止に向けて、システムの開発及び運用に当たっては、電子県庁課及び事業担当課の双方でシステム改修時の確認を行うとともに、運用に則したテスト項目を設定し、データの確認を行うこととする手順書を定めた。また、運用時、処理結果を事業担当課で容易に確認できるようにした。</li> </ul>		

(イ) 不動産取得税の課税遅延

部 局	発生時期	是正時期
経営管理部	平成 27 年 9 月～令和 2 年 6 月	令和 2 年 9 月
<b>【不備内容】</b> 1 件 名 不動産取得税の課税遅延 2 内 容 平成 27 年 9 月以降、不動産取得税を課税できる状況になっていたにもかかわらず、手続を放置し、令和 2 年 6 月に把握するまで課税を行わなかった。 ・ 課税金額 総額 38,047 千円 (主な原因) 過年度に生じた未課税案件が適切に引き継がれず、複数名による管理がなされなかったため		
<b>【措置の内容】</b> <input checked="" type="checkbox"/> 評価基準日までに是正済 <input type="checkbox"/> 評価基準日において是正対応中 ・ 令和 2 年 9 月までに、課税手続を行い、取得者から全額納付された。 ・ 再発防止に向けて、家屋評価事務マニュアルの改正を行い、マニュアルの遵守状況について本庁担当課が調査を行うことにより、評価家屋整理簿による管理を徹底することとした。		

## 5 結 論

財務に関する事務については、運用上の重大な不備 2 件を把握したため、評価対象の期間において内部統制は有効に運用されていないと判断しました。なお、情報の管理に関する事務については、重大な不備が見受けられなかったことから、評価対象期間中において内部統制は概ね有効に機能していると判断しました。

## 6 その他

上記の重大な不備のうち (ア) 共済掛金の算定誤りについては、把握後、速やかにシステムの改修等を行い、評価対象期間中に適切な状況を回復しております。

また、(イ) 不動産取得税の課税遅延については、把握後、速やかに課税の手続を行い、取得者から納付がされるなど、評価対象期間中に適切な状況を回復しております。

上記の 2 件は、いずれも静岡県の財務会計に対する信用の低下を招いたものと考えております。

今後、こうした不備の再発を防ぐため、関係所属への情報共有を行い、改めて関連事務の取扱いについて周知徹底するとともに、システム改修の手順書の整備及び対応マニュアルの改正を行いチェック体制の強化を図ります。